

公立大学法人青森公立大学職員の管理職員特別勤務手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第78号

改正 平成27年 3月規程第 5号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）第21条第2項及び第3項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象職員)

第2条 給与規程第21条第1項の第8条第1項に規定する職にある職員は、公立大学法人青森公立大学職員の管理職手当に関する細則（平成21年規程第70号。以下「管理職手当細則」という。）別表第1に掲げる職（管理職手当細則第2条第1項の規定により理事長がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第3条 給与規程第21条第2項1号の別に定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当細則第2条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 一種及び二種 12,000円
- (2) 三種及び四種 10,000円
- (3) 五種及び六種 8,500円

2 給与規程第21条第2項第1号ただし書の別に定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第4条 給与規程第21条第2項第2号の別に定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当細則第2条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする

- (1) 一種及び二種 6,000円
- (2) 三種及び四種 5,000円
- (3) 五種及び六種 4,300円

2 給与規程第21条第1項第1号の勤務した後、引き続いて同条第2項第2号の勤務した職員には、その引き続き勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(手当の支給)

第4条 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(雑則)

第5条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第4号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。